

八丁台土地区画整理事業の換地処分に伴う
町名地番変更のしおり（個人用）

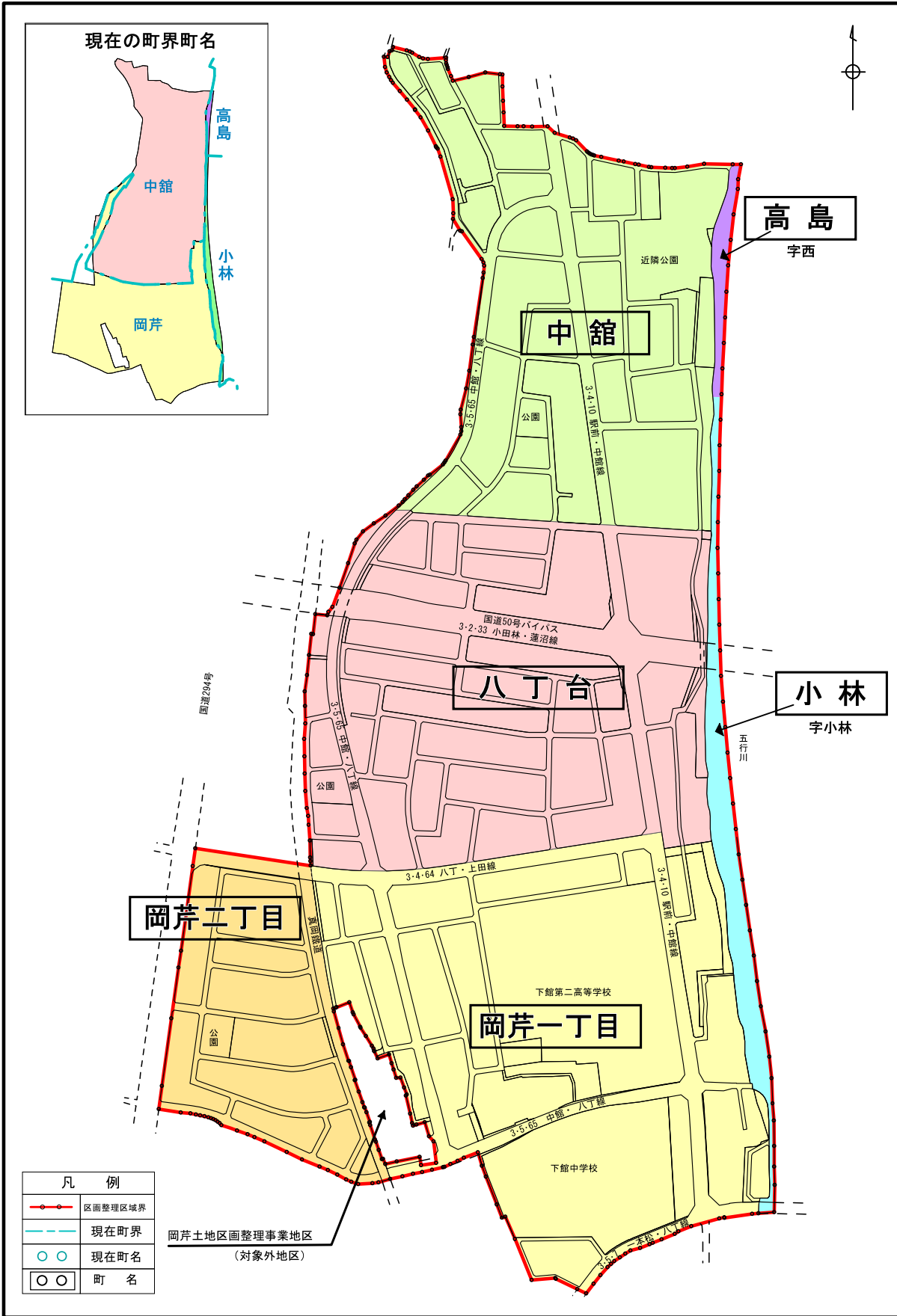
令和3年11月27日(土)から皆様の
住所が変わります。



筑西市役所 都市整備課

TEL 0296-20-1181

筑西市八丁台土地区画整理事業 町界・町名変更図



はじめに

平成元年12月から施行してまいりました、八丁台土地区画整理事業は令和3年11月26日(金)に換地処分の公告を迎えることとなりました。

これに伴い、施行地区では町の名称と区域が変更され、地番も変更されます。

また、施行地区にお住まいの皆様の住所や、事業所の所在地の表し方が、令和3年11月27日(土)から変更されます。

このしおりでは、新しい住所等の表し方や必要となる主な手続きについてご案内します。

※各種における住所変更の手続きは、変更日(令和3年11月27日)以降に行ってください。

※手続きに関する詳細については、各種機関に確認してください。

目次

はじめに	2
1 皆さまにお届けするもの	3
2 新しい住所等の表し方	4
3 郵便番号について	4
4 住所変更の手続きについて	5
① 住所変更手続きの必要がないもの	5
② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの	6
5 登記手続きについて	9
6 住所の表示変更のお知らせ用はがきについて	11
7 その他	12

1 皆さまにお届けするもの

◆今回お届けしたもの

町名地番変更のしおり	<ul style="list-style-type: none">・住所変更の実施に伴い皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。
住所変更通知書	<ul style="list-style-type: none">・住所変更通知書は、今回の住所変更により、新しく設定したあなたの住所が記載されています。・変更日（令和3年11月27日）以降は、新しい住所をお使いください。・住所変更等で使用する住所変更証明書は後日（12月上旬予定）郵送いたします。（世帯員1人に対し3枚交付）・お急ぎの方は、令和3年11月29日（月）以降、市役所市民課にて、無料で発行いたします。
住所変更のお知らせ用はがき （1世帯40枚）	<ul style="list-style-type: none">・新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便株式会社が発行する無料はがきです。同封の回収用封筒にまとめて入れて、最寄りの郵便局やポストにお出してください。・ご不明な点や、配布されたはがきの枚数が不足する場合は、下記へご相談ください。 <p>筑西市 土木部 都市整備課 筑西市丙360番地 TEL 0296-20-1181</p>
登記申請書	<ul style="list-style-type: none">・不動産所有者等の住所変更登記に使用する書式です。詳しくは9ページ以降をご覧ください。

◆今後お届けするもの

本籍変更のお知らせ	<ul style="list-style-type: none">・本籍の変更があった方には、令和3年12月上旬頃、市役所市民課から本籍変更のお知らせを郵送します。・本籍変更のお知らせ以外に本籍変更証明書が必要な方は、令和3年11月29日（月）以降、市役所市民課にて無料で発行いたします。 <p>※現在、本籍と住所を同じ土地に置いている場合でも、土地区画整理事業による換地処分の公告に伴い、本籍と住所が異なる地番に変更されることがあります。</p> <p>本籍についてのお問い合わせ 市民環境部 市民課 戸籍グループ TEL0296-24-2101</p>
-----------	--

2 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、以下のように変更となります。(下の例は新町名「岡芹一丁目」)

住所 及び 本籍 ・ ・ 町名と地番が新しくなります。

【変更前の例】

筑西市岡芹〇〇番地

⇒

【変更後の例】

筑西市 岡芹一丁目 〇番地

不動産(土地・建物) ・ ・ 町名と地番が変わり、^{あざ}字が廃止されます。

【変更前の例】

筑西市岡芹字八丁〇〇番(地)

⇒

【変更後の例】

筑西市 岡芹一丁目 〇番(地)

※土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

3 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

中館 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0005

八丁台 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0008

岡芹一丁目 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0051

岡芹二丁目 ・ ・ ・ ・ ・ 〒308-0051

4 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが土地の表示や住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

①住所変更手続きの**必要がないもの**

市役所	住民票（住民基本台帳） 戸籍の表示・戸籍の附票（手続きが必要な方々へ通知済） 選挙人名簿 印鑑登録原票 土地、家屋課税台帳 児童手当台帳 市県民税課税台帳（個人） 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 恩給を受けている方の住所 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所
法務局	土地登記簿（表題部のみ）・建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは9ページ以降をご覧ください。
公共サービス	上下水道
その他	郵便 / パスポート

■新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

	担当課（お問合わせ先）
国民健康保険被保険者証・限度額認定証・ 特定疾病療養受療証	市役所医療保険課 国保グループ 電話：0296-24-2103
後期高齢者医療被保険者証・ 限度額認定証・特定疾病療養受療証	市役所医療保険課 医療福祉グループ 電話：0296-24-2103
医療福祉費受給者証（マル福）	市役所医療保険課 医療福祉グループ 電話：0296-24-2103
介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・ 介護保険負担限度額認定証	市役所介護保険課 介護保険グループ 電話：0296-22-0528
児童扶養手当証書	市役所こども課 子育て支援グループ 電話：0296-24-2104

② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

手続きには「住所変更証明書」が必要となるものがあります。住所変更証明書は後日（12月上旬予定）郵送いたします。（世帯員1人に対し3枚交付）

お急ぎの方は、令和3年11月29日（月）以降、市役所市民課にて、無料で発行いたします。

■自動車関係

※手続き可能な日及び時間(その他詳細については、各種届出先に確認してください。)

変更していただく届出等（事柄）	届出先	必要書類など	期限
運転免許証の住所・本籍の変更 ※「運転免許証記載事項変更届」	筑西警察署 筑西市直井938 TEL 0296-24-0110 ※茨城県内の警察署で手続きが可能です。 運転免許センター 東茨城郡茨城町長岡3783-3 TEL 029-293-8811	・運転免許証 ・住所変更証明書(原本は還付されます) ・本籍変更のお知らせ (本籍変更がある場合) ※「本籍変更のお知らせ」は土地区画整理事業の換地処分により本籍が変更となる方に通知します。令和3年12月上旬頃発送予定です。	更新連絡書 (ハガキ) が届かないなどの不都合が発生する場合がありますので、お早めに変更の手続きをしてください。
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	※自動車検査証記載事項の変更 軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 つくば市島名字前野3915 TEL 050-3816-3106	・住所変更証明書(写し) または印鑑証明書(写し) ・車検証(原本) ・使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑又は所有者からの申請依頼書が必要です。 ※1参照	お早めに変更の手続きをしてください。
自動車・オートバイ(250cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町二丁目1番3号 TEL 050-5540-2018	・住所変更証明書(写し) ・車検証(原本) ・使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑又は所有者からの委任状が必要です。※1参照	お早めに変更の手続きをしてください。
オートバイ(126cc～250cc)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町二丁目1番3号 TEL 050-5540-2018	・住所変更証明書(写し) ・軽自動車届出済証	お早めに変更の手続きをしてください。

※1 書式は届出先のホームページからダウンロードできます。

■住民登録関係《各種手続きは令和3年11月29日（月）以降に行ってください。》

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届出先 (どこへ)	必要書類など (なにを持って)	手続き期限 (いつまでに)
個人番号（マイナンバー）カードの住所変更 ※署名用電子証明書（e-Taxで使用）が発行されていた場合、記載事項変更が生じることにより、署名用電子証明書は自動的に失効します。 引き続き、署名用電子証明書が必要な場合は、新しい電子証明書の発行を申請してください。	個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方	市役所市民課 TEL 0296-24-2101	・個人番号（マイナンバー）カード ・カード交付の際に設定した「住民基本台帳用」の4ケタの暗証番号 ※本人又は、同一世帯員が届出可。 （病気、身体の障がい等、やむを得ない理由によって代理人での手続きとなる場合は、お問い合わせください。） ※署名用電子証明書の発行には、「住民基本台帳用」の4ケタの暗証番号及び、「署名用電子証明書」の6～16ケタの暗証番号が必要です。（再設定可）	お早めに変更の手続きをしてください。
在留カード、特別永住者証明書等の住所変更	在留カード、特別永住者証明書等をお持ちの方	市役所市民課 TEL 0296-24-2101	・在留カード ・特別永住者証明書 ※本人又は、同世帯員が届出可。（病気、身体の障がい等、やむを得ない理由で代理人での手続きとなる場合は、お問い合わせください。）	お早めに変更の手続きをしてください。
住民基本台帳カード（写真付き）の住所変更	住民基本台帳カードをお持ちの方 （※有効期間内のもの）	市役所市民課 TEL 0296-24-2101	・住民基本台帳カード ※カード交付の際に設定した4ケタの暗証番号が必要です。 ※本人又は、同世帯員が届出可。（病気、身体の障がい等、やむを得ない理由で代理人での手続きとなる場合は、お問い合わせください。）	お早めに変更の手続きをしてください。

※ 窓口に来られる方の本人確認書類（原本が必要です）

A 1点（官公署が発行した顔写真付のもの）

個人番号（マイナンバー）カード、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など

B Aがない場合Bの書類から2点

健康保険証、医療福祉費受給者証（マル福）、各種年金証書（手帳）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療保険者証など

■医療・福祉関係《各種手続きは令和3年11月29日（月）以降に行ってください。》

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届出先 (どこへ)	必要書類など (なにを持って)	手続き期限 (いつまでに)
戦傷病者手帳の記載事項の変更届	戦傷病者手帳をお持ちの方	市役所 社会福祉課 TEL	・戦傷病者手帳	お早めに変更の手続きをしてください。
生活保護受給者の住所変更	生活保護受給者の方	0296-22-0525	・印鑑 ・本人確認ができる書類	
養育医療券の住所変更	養育医療券をお持ちの方	市役所医療保険課医療福祉グループ TEL 0296-24-2103	・養育医療券	住所変更後も引き続きそのままの状態で使用することができます。なお、令和3年11月29日（月）以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えて再交付いたします。
施設型給付費支給認定証の住所変更	支給認定保護者	市役所 こども課 保育グループ TEL 0296-24-2104	・施設型給付費支給認定証	※施設型給付費支給認定証の再交付は後日郵送か、後日窓口での再交付となります。
身体障害者手帳の住所変更	身体障害者手帳をお持ちの方	市役所 障がい福祉課 TEL 0296-24-2105	・身体障害者手帳	お早めに変更の手続きをしてください。
療育手帳の住所変更	療育手帳をお持ちの方		・療育手帳	
精神保健福祉手帳の住所変更	精神保健福祉手帳をお持ちの方		・精神保健福祉手帳	
自立支援医療（精神・更生・育成）受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証をお持ちの方		・自立支援医療受給者証	
特別児童扶養手当証書の住所変更	特別児童扶養手当証書をお持ちの方		・特別児童扶養手当証書	
在宅障害児福祉手当住所変更	在宅障害児福祉手当を受給中の方		・なし	
指定難病特定医療費受給者の住所変更	指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方	茨城県筑西保健所健康増進課 TEL 0296-24-3914	・指定難病特定医療費受給者証 ・住所変更証明書	お早めに変更の手続きをしてください。

上記以外にも、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをさせていただきますようお願いいたします。

5 登記手続きについて

■不動産（土地・建物）登記

《各種手続きは登記事務の停止が解除された後に行ってください。》

土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間停止（登記事務の停止）されます。そのため、登記事務の停止が解除された後に手続きを行ってください（土地所有者の方には、解除されたことをお知らせします。）。

変更していただく届出等（事柄）	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	水戸地方法務局筑西出張所	① 登記申請書 ② 住所変更証明書 （原本及びその写しを提出してください。） （原本還付） ③ 印鑑	お早めに変更の手続きをしてください。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、貸借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	筑西市丙116番地16 （筑西しもだて合同庁舎内4階） TEL 0296-22-3495		

登記申請書作成上の注意事項

1. 10ページの記載例をご参照ください。
2. **登記原因証明情報として、住所変更証明書を添付してください。** この場合、登録免許税はかかりません。
3. 文字は、直接パソコンを使用するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
4. 申請書の内容は、換地処分通知書、権利証等で確認し、正確に記入してください。
5. 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
6. 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
7. 代理人の方が手続きをする場合は委任状をお持ちください。
8. 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※登記手続きをする際は法務局へ電話での予約受付が必要となります。

4.5cm×10.5cm の
スペースを空けてください。

登記申請書

捨印

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 令和3年11月27日 町名地番変更

変更後の事項 住所 **筑西市岡芹一丁目1番地**

住所変更後の
所有者の住所

申請人 住所 **筑西市岡芹一丁目1番地**

氏名 **筑西 太郎**

連絡先の電話番号 **0296-33-1111**

申請書提出年月日
(手続きは
登記事務停止解除後)

住所変更証明書を添付

添付資料 登記原因証明情報 **1通**

令和〇〇年〇〇年〇〇月〇〇日申請 **水戸地方法務局 筑西出張所**

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表記

変更後の登記の内容を
正確に記入してください。

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積
筑西市岡芹一丁目	1番	宅地	200.00 m²

建物の表示

所 在	筑西市岡芹一丁目1番地				
家屋番号	1番	種 類	居 宅	構 造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90 m²	2階	67.89 m²		

6 住所の表示変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所（所在地）を関係者や取引先にお知らせいただくための、無料の「住所表示変更のお知らせ」はがきを日本郵便（株）より提供していただいております。

下記の記載例の要領でご記入の上、同封の回収用封筒にまとめて入れて、最寄りの郵便局またはポストにお出してください。（切手を貼る必要はありません。）

また、1世帯（1事業所）あたり40枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は筑西市都市整備課へご相談ください。

なお、数に限りがございますので、その場合はご了承ください。

（筑西市 土木部 都市整備課 TEL：0296-20-1181）

郵便はがき

〒	□	□	□	□	□	□	□
通							
信							
事							
務							
郵							
便							
住所の表示変更のお知らせ							
日本郵便株式会社							
下館郵便局							
様							
県							
市							
番地							

308 8799

※表には新住所をお伝えする方の郵便番号
住所とお名前だけをお書きください。

住所の表示変更のお知らせ

令和3年11月27日(土)から住所の表示が
下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しになる際は、新住所を
ご記入ください。

記

・新住所
郵便番号308-
茨城県筑西市

ご氏名

集合住宅 高層アパート等は棟番号
室番号までお書きください。

※ご自身の新しい住所と氏名（会社・法人名）
のみお書きください。

7 その他

(1)選挙の投票区について

町名等の変更によって、投票所が変わることはありません。
これまでどおりの投票所となります。

(2)学校への届出について

【県立・国立・私立の学校（附属中学校、中等教育学校、高等学校、専門学校、大学等を含む。）に通学している児童生徒の場合】

⇒学務課から該当校にはお知らせいたしませんので、各校へ住所表記が変わった旨を報告してください。

【市内の小中学校に通学している児童生徒及び市外の小中学校に区域外就学している児童生徒、特別支援学校に通学している児童生徒の場合】

⇒学務課から該当校に通知するため、住所変更の届出は不要です。

(3)ごみの収集について

町名等の変更によってごみの収集日・集積所が変わることはありません。
なお、ごみの収集日が変わる場合は、事前にお知らせします。

(4)郵便物の送付について

住所変更に伴い、旧住所での郵便等の配達ができなくなりますので、お知り合いの方、または、お取引の業者様への周知徹底をお願いします。